重要事項説明書

（介護予防短期入所生活介護　なら清寿苑）

１．事業の目的及び運営方針

事業の目的	要支援状態にある高齢者が、介護予防短期入所生活介護サービスをとおし日々快適で安心して生き甲斐のある生活を営むことができ、又、利用者及び家族等が身体的、精神的負担を軽減することを目的とする。
事業の基本方針	・利用者の人権を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供する。 ・利用者の自主性を重んじ、家庭的な雰囲気でサービスを提供する。 ・地域や家庭との密接した施設運営を心掛ける。 ・隣接の医療、保健施設及び支援事業所、市町村等関係機関との密な連携をとり施設運営を行う。

２．当事業所の概要

法人名　　社会福祉法人　大和清寿会

住所　　〒632-0001　奈良県天理市中之庄町532番地１　電話0743-65-3551

代表者名　　理事長　　鉄村信治

法人設立　　平成9年2月14日

事業所名　　特別養護老人ホーム　なら清寿苑　（介護老人福祉施設　なら清寿苑）

住所　　〒630-8432　奈良県奈良市田中町602番１　電話0742-50-3551

開業日　　平成14年1月10日

介護保険番号　　2970101503

利用定員　　50名（空床利用）

建物の構造等　　耐火造４階建　１階（共用）　２・３階（専用）（2,148.56㎡）

設備等　　４人部屋（１人当たり　10.7㎡）　　１人部屋（17.39㎡）

廊下幅（中廊下3.00m）　食堂２カ所（50.17㎡　50.65㎡）

浴室（１・２・３階　一般浴・特浴設置）

３．当事業所職員数

職種	勤務体制		備考
施設長（管理者）	常勤	１名	ケアハウスと兼務
生活相談員	常勤	１名 以上	
看護職員	常勤	2名 以上	
介護職員	常勤	１６名 以上	
機能訓練指導員	非常勤	１名 以上	
管理栄養士（栄養士）	常勤	１名 以上	
介護支援専門員	常勤	１名 以上	介護職員と兼務
事務職員	常勤	1名 以上	

４．料金等

① 介護保険給付自己負担金　　令和8年6月1日現在

１） 併設型介護予防短期入所生活介護費

区分	介護予防短期入所生活介護費（単位）		
	個室（従来型）（※３１日以上）	多床室（※３１日以上）	
要支援1	451（442）	451（442）	1日
要支援2	561（548）	561（548）	

２） 介護保険給付のその他の自己負担額

区分	単位		備考
サービス提供体制強化加算 Ⅱ	18	1日	介護福祉士の配置割合が60%以上
送迎加算	184	片道	

下記合計額 1）＋ 2）	＋	介護職員等処遇改善加算 17.6%	＋	6級地加算 3．3%	＝	自己負担額（1割･2割･3割）

② 施設利用料金（介護保険給付以外）

１）居住費及び食費負担額

区　分		金　額		備　考
滞在費	個室（従来型）	1,650円	日額	
	多床室	1,150円		
食　費		1,850円	日額	入退所日は、朝食410円・昼食720円・夕食720円の実食による額とする

但し、「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの場合は下表の金額となります。

認定証の発行には、保険者への申請が必要です。

対象者	区分	個室	多床室	食費
生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	第１段階	380円	０円	300円
課税年金収入額と合計所得金額の合計が８０万円以下の方	第２段階	480円	430円	600円
利用者負担第２段階以外の方（課税年金収入が８０万円超120万円以下の方など）	第3段階（1）	880円	430円	1030円
利用者負担第２段階以外の方（課税年金収入が120万円超の方など）	第３段階（2）	980円	530円	1360円

２）その他

区分	金額	備考	
日常生活費	実費		
理美容代	実費		
追加利用料金 （電気・通信環境）	50円	日額	・テレビ、ラジオ等　一製品につき ・施設Wi-Fi利用

５．サービスの内容

１）利用者の心身の状況に応じた自立支援並びに日常生活の充実を図る介護
２）食事の提供及び介助（医師の指示による糖尿病等の治療食も提供可能）
３）週２回以上の入浴・清拭（一般浴・特浴）
４）排泄の介助（オムツ交換・トイレ誘導）
５）利用者の健康チェック及び健康管理（看護師による薬の管理・検温・血圧測定等）
６）レクリエーション・各種行事（唄体操・ゲーム・言葉遊び・カラオケ・時節の行事等）
７）利用者の送迎（車椅子対応可能）
８）利用者及び家族等への各種相談・助言
９）栄養管理
１０）口腔衛生の管理

６．通常の事業実施地域

１）通常の事業実施地域は、奈良市、天理市、大和郡山市とする。

7．相談・苦情等の窓口

施設サービス等に関する相談・苦情等については、当施設生活相談員が窓口です。
ご遠慮なく各種相談及び苦情をお申し出下さい。
施設内で解決出来ない事案については、苦情解決第三者委員会及び関係機関の
助言及び指導を得て解決します。

【連絡先】〒630-8432　奈良県奈良市田中町602番１　電話　0742-50-3551
〇相談・苦情対応責任者：施設長　三瀬結花／対応窓口：生活相談員　尾中優美

【その他連絡先】
〇苦情解決第三者委員

寺西　努	電話	0743-62-6453
小野　加代子	電話	090-3160-8081
尾関　正春	電話	0743-65-3340/090-8484-0325

〇奈良県運営適正化委員会　電話　0744-29-0100
〇奈良県国民健康保険団体連合会　電話　0744-21-6811
〇奈良市介護福祉課　電話　0742-34-5422

8．事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等、担当の在宅介護支援専門員に
連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9．緊急時の対応について

ご利用にあたっては、看護師が毎日利用者の健康管理・健康チェックを行いますが、
緊急時には、隣接の 奈良東病院 にて迅速に対応いたします。

10．機密保持義務について

当施設職員は、業務上知り得た利用者及び家族の情報は許可無く第三者に漏らしません。
尚、機密保持義務については、退職後も同様です。
また、個人情報を使用する場合は、個人情報保護法に基づき取り扱います。

11．非常災害対策について

非常災害については、次のとおり事業所において対策を講じます。
防火管理者を定め、消防計画を作成するとともに、従業者に防火、防災意識を啓蒙します。
年２回以上(１回は、夜間想定)防火、防災訓練や防火器具等の自主点検を行うとともに、消防法で
定められた消防設備等の点検を年２回実施しま゛専門業者により実施し、奈良市消防局に報告します。
非常災害時に備え、従業員の緊急連絡簿を常備し、関係機関との連携を確保します。
非常災害時における業務継続計画（BCP）を策定します。
非常時は、近隣施設と協力連携を図り、必要時には奈良市消防局へ通報します。
その他防火防災に関する必要事項を協議するため、事業所に防火防災委員会を設け対応します。

12．虐待防止のための措置について

虐待発生の防止については、事業所における高齢者虐待を未然に防止するため指針を整備し、
発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます

13. 施設の利用に当たっての留意事項について

利用者は施設サービスを利用するにあたり、次の事項を遵守してください。

共同生活の秩序を保ち、利用者相互の親睦に努めてください。

喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけることや喫煙及び火気を用いることは避けてください。

秩序並びに風紀を乱さず、安全衛生を保つようにしてください。

外出外泊しようとする時は、その都度事業所管理者に必要な事項を記載した書類を提出ください。

自らの健康管理に留意し、生活環境の清潔・整頓・その他環境衛生の保持にご協力ください。

14. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1.あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
	(2.)なし		

令和　　年　　月　　日

介護予防短期入所生活介護サービス提供開始にあたり、利用者の方に本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

事業者　奈良県奈良市田中町602番1
介護老人福祉施設事業
なら清寿苑　施設長　三瀬　結花　印

説明者　職名　生活相談員
氏名　尾中　優美　印

私は、本書面により説明を受け、同意いたします。

利用者　住所
氏名　印

ご家族等　住所
氏名　印